

令和3年度答申第25号  
令和3年7月27日

諮問番号 令和3年度諮問第20号（令和3年6月30日諮問）  
審査庁 外務大臣  
事件名 外国返還援助申請却下処分に関する件

## 答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

## 理 由

### 第1 事案の概要

#### 1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成25年法律第48号。以下「実施法」という。）4条2項の規定に基づく外国返還援助申請（以下「本件申請」という。）をしたのに対し、外務大臣（以下「処分庁」又は「審査庁」という。）がこれを却下する処分（以下「本件処分」という。）をしたため、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

#### 2 関係する法令の定め

- (1) 実施法4条1項は、日本国への連れ去りをされ、又は日本国において留置をされている子であって、その常居所地国が条約締約国であるものについて、当該常居所地国の法令に基づき監護の権利を有する者は、当該連れ去り又は留置によって当該監護の権利が侵害されていると思料する場合には、日本国からの子の返還を実現するための援助（以下「外国返還援助」という。）

を外務大臣に申請することができる旨規定し、同条2項は、外国返還援助の申請（以下「外国返還援助申請」という。）を行おうとする者は、外務省令で定めるところにより、同項各号に掲げる事項を記載した申請書を外務大臣に提出しなければならない旨規定する。

- (2) 実施法6条1項は、外務大臣は、外国返還援助申請があった場合には、実施法7条1項の規定によりこれを却下する場合及び実施法8条1項の規定により当該外国返還援助申請に係る書類の写しを送付する場合を除き、外国返還援助の決定（以下「外国返還援助決定」という。）をし、遅滞なく、申請者にその旨の通知をしなければならない旨規定する。
- (3) 実施法7条1項は、外務大臣は、外国返還援助申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該外国返還援助申請を却下する旨規定し、同項4号は申請に係る子の所在地及び申請者の住所又は居所（申請者が法人その他の団体である場合にあつては、事務所の所在地）が同一の条約締約国内にあることが明らかであることと、同項5号は申請に係る子の連れ去りの時又は留置の開始の時に、申請に係る子の常居所地国が条約締約国でなかったことと規定する。

### 3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 平成28年11月5日、A国B地において、審査請求人とその妻であるP（以下「妻」という。）との間に、Q（以下「子」という。）が生まれた。  
(CERTIFICATE OF LIVE BIRTH)
- (2) 審査請求人、妻及び子は、平成29年5月30日、日本国に入国した。  
(「子を含め3人で20日予定で日本にきた証拠」と付記された書面)
- (3) 審査請求人は、平成30年7月20日から、日本国において、法令に基づき、継続して拘禁中である。  
(在所証明書（令和2年5月19日付け、同年8月25日付け）)
- (4) 審査請求人は、令和2年8月4日、処分庁に対し、本件申請をした。  
(外国返還援助申請書)
- (5) 処分庁は、令和2年9月7日、審査請求人に対し、本件申請は実施法7条1項4号に該当するとして、本件処分をした。  
(援助申請の却下について（通知）)
- (6) 審査請求人は、令和2年9月10日付けで、審査庁に対し、本件処分を不服として、本件審査請求をした。

(審査請求書、補正書)

(7) 審査庁は、令和3年6月30日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

#### 4 審査請求人の主張の要旨

- (1) 審査請求人は、令和2年9月3日、処分庁に対し、本件申請に係る補正書類を発送したが、本件処分は、当該補正書類が届く前にされており、補正書類が審査されていない。
- (2) 審査請求人が平成29年8月7日にした外国返還援助申請（以下「前回申請」という。）に対し、同月24日に外国返還援助決定（以下「前回決定」という。）がされているが、本件申請に係る提出書類は、前回申請のものと全て同じである。同じ書類であるにもかかわらず、なぜ今回は却下となるのか分からない。
- (3) 実施法7条1項5号において「申請に係る子の連れ去りの時又は留置の開始の時に」と規定されており、同項4号に該当するかどうかの判断は、連れ去り又は留置開始の当時の状況に基づいてされるべきであり、現在の住所や居所は関係がない。
- (4) 上記の理由から、本件処分は違法であって、本件申請に対し外国返還援助決定がされるべきであり、本件審査請求は認められるべきである。

(審査請求書、補正書、反論書、令和3年7月7日付け主張書面)

#### 第2 審査庁の諮問に係る判断の要旨

審査庁の判断は、審理員の意見と同旨であり、おおむね次のとおりである。

- 1 処分庁は、令和2年8月25日付け及び同年9月1日付けで、審査請求人に対し書面を送付して、本件申請について補正を求めたところ、審査請求人から提出された同年8月28日付けの書面を同月31日に、同年9月3日付けの書面を同月4日にそれぞれ受領し、同月7日に本件申請の却下を決定したものである。よって、処分庁は、審査請求人に補正の機会を与えた上で、審査請求人から提出された書面を検討して本件処分をしており、手続面に違法又は不当な点は認められない。
- 2 実施法7条1項4号は、同項5号と異なり、「申請に係る子の連れ去りの時又は留置の開始の時に」とは規定していない。また、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（以下「条約」という。）は、子が常居所を有していた国への当該子の迅速な返還を確保することを目的としたものであり、子と申請

者がそれぞれ異なる条約締約国にいる場合を前提としていると解されることから、子の所在地及び申請者の住所又は居所が同一の条約締約国内にあることが明らかである場合には、条約に基づく子の返還の申請対象となり得ない。同項4号の立法目的・趣旨は、この点を国内法上明確に定めることであると考えられる。

他方、実施法7条1項5号は、条約において、子の常居所地国が子の連れ去りの時又は留置の開始の時に条約締約国でなかった場合には条約が適用されないとされていることを踏まえ、子の連れ去りの時又は留置の開始の時に、子の常居所地国が条約締約国でなかった場合には、申請時に子の常居所地国が条約締約国であったとしても、外国返還援助申請を却下することを規定したものである。

以上によれば、実施法7条1項4号に該当するか否かは、「申請に係る子の連れ去りの時又は留置の開始の時」ではなく、外国返還援助申請時点の状況に基づいて判断されるべきである。

- 3 審査請求人は、平成30年7月20日からC拘置所に収容され、2年ほど経過した令和2年8月4日に本件申請をしており、本件申請時点における審査請求人の居所は、日本国のC拘置所であったといえる。

また、子は、平成29年5月30日に日本国に入国してから出国しておらず、子の所在地も日本国であるといえる。

以上によれば、本件申請は、実施法7条1項4号に規定する「申請に係る子の所在地及び申請者の住所又は居所が同一の条約締約国内にあることが明らかであること」に該当し、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

- 4 審査請求人は、前回申請及び本件申請で同じ書類を提出しているにもかかわらず、判断が異なるのはおかしい旨主張するが、実施法7条1項4号に該当するか否かは、外国返還援助申請時点の状況に基づいて判断されるべきであるから、同じ書類に基づく外国返還援助申請が複数回にわたり異なる時点でされる場合には、判断が分かれても何ら不合理なものではない。

前回申請において審査請求人が提出した書類及び日本出入国記録によれば、審査請求人は、平成28年9月8日に日本国を出国した後、A国B地で生活していたこと、平成29年5月30日に子及び妻とともに日本国に入国しており、その際、同年6月19日D空港行きの航空券を購入していたことが確認されたため、前回申請時点において、子の所在地及び審査請求人の住所又は居所が同一の条約締約国内にあることが明らかであるとまでは認められなかった。その

ため、前回申請が実施法7条1項4号に該当するとはいえないと判断されたにすぎず、前回決定は、本件処分が違法又は不当であったか否かの判断に影響を与えるものではない。

また、審査請求人は、平成29年11月1日及び同年12月12日に、E区長宛てに国外転出予定の届出をしているが、実施法7条1項4号に該当するか否かは、外国返還援助申請時点の状況に基づいて判断されるべきであるところ、審査請求人は、平成30年7月20日からC拘置所に収容されており、本件申請時点における居所が日本国のC拘置所であったことは明らかであるから、上記届出は、本件処分が違法又は不当であったか否かの判断に影響を与えるものではない。

審査請求人は、その他るる主張しているが、いずれに基づいても本件処分が違法又は不当であったと認めることはできない。

5 以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、棄却すべきである。

### 第3 当審査会の判断

#### 1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

本件の審理員の審理手続については、特段違法又は不当と認められる点はない。

#### 2 本件処分の適法性及び妥当性について

本件において、子の所在地は日本国であり、申請者である審査請求人の住所又は居所は日本国である。

したがって、本件申請は、実施法7条1項4号に該当するので、却下することとなる。

審査請求人は、実施法7条1項4号に該当するかどうかの判断は、子の連れ去りの時又は留置の開始の時の住所や居所に基づくべきであり、現在の住所や居所は関係がないと主張するが、「申請に係る子の連れ去りの時又は留置の開始の時に」は、同項5号の規定であり、審査請求人の主張は失当である。

審査請求人は、処分庁が補正の機会を与えずに本件処分をしたとの主張もするが、処分庁は、補正を求める書面を審査請求人に送付し、その回答を受領した後、本件処分をしたと認められる。

また、審査請求人は、前回申請と本件申請で同じ書類を提出しているのに判断が異なるのはおかしい旨の主張もしているが、本件処分は、本件処分時点での事実関係に基づいてされるものであるから、審査請求人の主張は採用できない。

### 3 まとめ

以上によれば、本件処分が違法又は不当であるとはいえ、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	伊	藤		浩
委	員	交	告	尚	史